

務	00	01	10年
(令和17年3月31日まで保存)			
(令和17年3月31日まで有効)			

警 務 第 4 0 4 号
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「青森県警察シンボルマスコット運用要綱」の制定について

青森県警察シンボルマスコットの使用承認については、「青森県警察シンボルマスコット運用要綱」（平成26年4月3日付け青警本務第19号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当 警務課企画係

青森県警察シンボルマスコット運用要綱

1 シンボルマスコット制定の目的

県民の青森県警察（以下「県警察」という。）に対するイメージアップを図り、県民と県警察の良好な関係を維持発展させ、県民の理解と協力に支えられた警察活動の推進に資することを目的として制定したものである。

2 シンボルマスコットの種別

(1) アピーくん

ア 名称の由来

覚えやすく、呼びやすく、かわいらしく、県民に愛される名称を念頭に、青森の英語表記「AOMORI」の頭文字の「A」、警察の英語表記「POLICE」の頭文字の「P」から、「アピーくん」と命名したものである。

イ 形態

(ア) 基本図形

別紙1のとおり。

青森県の鳥「白鳥」が県警察のシンボルマークとして制定されており、県民に広く浸透していることから、シンボルマスコットについても「白鳥」を擬人化し、県民に愛され、未来へ羽ばたく県警察をイメージして作成したものである。

(イ) 色調

ヘルメットの本体は白色、ヘルメットのつばは黄色、ヘルメットの記章は県警察のシンボルマークで紺色、胴体は警察の制服（合服）と同色、翼は白色、ベルトは黒色、足は黄色とする。

(2) レピーちゃん

ア 名称の由来

アピーくんと同様に県民に愛される名称を念頭に、女性の英語表記「LADY」及び愛の英語表記「LOVE」に共通する頭文字の「L」、警察の英語表記「POLICE」の頭文字の「P」から、「レピーちゃん」と命名したものである。

イ 形態

(ア) 基本図形

別紙2のとおり。

アピーくんと同様に「白鳥」を擬人化し、県民に愛され、未来へ羽ばたく県警察をイメージして作成したものである。

(イ) 色調

ヘルメットの本体は白色、ヘルメットのつばは黄色、ヘルメットの記章は県警察のシンボルマークであるが女性らしさを表すためピンク色、胴体についても女性らしさを表すため赤色、翼は白色、ベルトは黒色、足は黄色とする。

3 使用要領

(1) 使用基準

制定の目的にのっとり、防犯活動、交通安全活動等に係る各種警察活動を支援するためのものとする。

(2) 使用承認に関する業務の委任

使用承認に関する業務は、一般財団法人青森県警察協会（以下「警察協会」という。）に委任するものとする。

(3) 使用申請に関する手続

ア シンボルマスコットを使用するときは、別記様式「青森県警察シンボルマスコット使用申請書」（以下「申請書」という。）により、警察協会に対して使用予定日の7日前までに使用申請を行い、承認を得なければならない。

ただし、次の項目に掲げる場合はこの限りではない。

(ア) 県警察部内で作成・使用する広報紙、各種資料の表紙等に使用するもの

(イ) (ア)で作成したものを部外で使用、または配付するもの

イ 以下の場合には申請書を要するものとする。

(ア) 県警察部外の団体等からの使用申請の場合

(イ) 県警察が部内外に向けた外注で業者に作成委託する場合

(ウ) シンボルマスコットのデザインが基本ポーズから逸脱している場合

シンボルマスコットは、前記2に定める形態を基準として使用するものとし、著しく異なる形態で使用してはならないものとする。ただし、シンボルマスコットに装備品等を組み合わせても、県民が県警察のシンボルマスコットと認識できると警察協会が判断したものは承認することができる。

ウ 警察協会は、シンボルマスコットの使用申請に関して、適正な運用を図るため、警務部警務課及び総務室厚生課と協議するものとする。

(4) 使用方法

シンボルマスコットは、次に掲げる物品、文書等に使用することができる。

ア ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物

イ 機関誌、広報誌等の広報資料

ウ 懸垂幕、横断幕、プラカード、立て看板等

エ 人形、ぬいぐるみ、着ぐるみ等

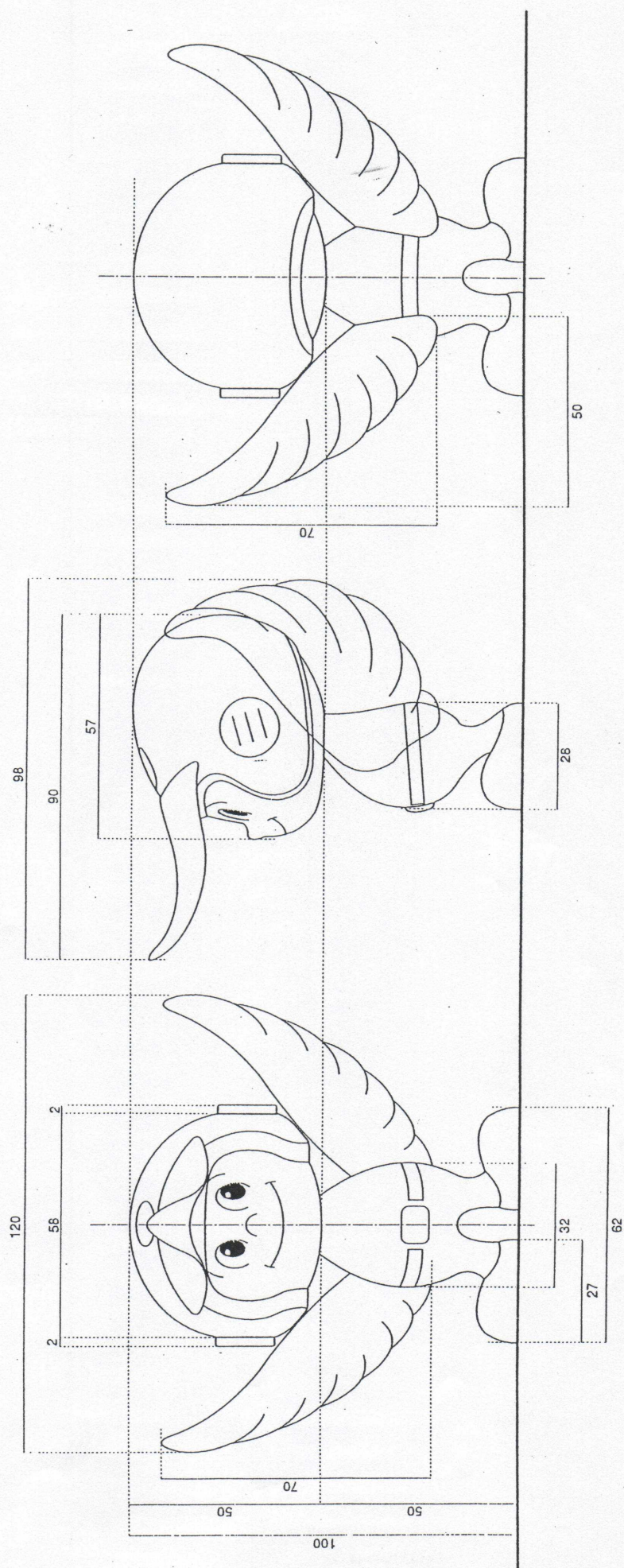
オ その他シール、バッジ等

4 留意事項

- (1) 使用申請の有無にかかわらず、シンボルマスコットを使用する場合には「青森県警察シンボルマスコットアピーくん」、「青森県警察シンボルマスコットレピーちゃん」と表記するものとする。
- (2) シンボルマスコットの使用申請に際して、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。
 - ア 県警察の威信を傷つけ、若しくは県警察に対する正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあるとき
 - イ 不当な利益を得る目的で使用されるおそれがあるとき
 - ウ その他適正に使用されないおそれがあるとき
- (3) シンボルマスコットは、法令等に定められた様式等には使用しないものとする。
- (4) シンボルマスコットを印刷物に使用する場合の色彩は、単色表示とすることができる。

別記様式

年 月 日 一般財団法人青森県警察協会理事長 殿 申請者 青森県警察シンボルマスコット使用申請書	
使 用 者	
使用目的	
使用期間	
使用方法	
使 用 数	
製造業者	
備 考	



別紙2 「レピーちゃん」 基本図形

